

令和元年 9 月議会

議案説明資料

1 議案第 74 号

福岡市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例案・・・ 1 頁

2 議案第 75 号

福岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 頁

3 議案第 76 号

福岡市立保育所条例の一部を改正する条例案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40 頁

4 議案第 77 号

福岡市第 3 子優遇事業の実施に関する条例の一部を改正する条例案・・・ 42 頁

こども未来局

議案第 74 号

福岡市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、子育てのための施設等利用給付に係る過料について定める必要があるによる。

2 改正内容

子育てのための施設等利用給付に関して、必要な報告を行わない者等に対する過料について、子どものための教育・保育給付の場合と同様とする旨の規定を追加するもの。

〔参考〕

給付の種類	対象施設
子どものための教育・保育給付	保育所，認定こども園，幼稚園（新制度移行済）等
(新設) 子育てのための施設等利用給付	幼稚園（新制度未移行），認可外保育施設等

3 施行期日

令和元年 10 月 1 日

福岡市子ども・子育て支援法施行条例 新旧対照表

※下線部分が改正部分

現 行	改 正 後
第 1 条 （略） （過料）	第 1 条 （略） （過料）
第 2 条 正当な理由なしに，法第13条第 1 項 _____の規定による報告 若しくは物件の提出若しくは提示をせず，若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし，又は同項の規定による当該職員の質問に対して，答弁せず，若しくは虚偽の答弁をした者は，10万円以下の過料に処する。	第 2 条 正当な理由なしに，法第13条第 1 項（ <u>法第30条の 3 において準用する場合を含む。以下同じ。</u> ）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず，若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし，又は同項の規定による当該職員の質問に対して，答弁せず，若しくは虚偽の答弁をした者は，10万円以下の過料に処する。
2 正当な理由なしに，法第14条第 1 項 _____の規定による報告 若しくは物件の提出若しくは提示をせ	2 正当な理由なしに，法第14条第 1 項（ <u>法第30条の 3 において準用する場合を含む。以下同じ。</u> ）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせ

ず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、10万円以下の過料に処する。

3 (略)

附 則

1 (略)

(法附則第6条第1項の場合の読替え)

2 法附則第6条第1項の場合における第2条第2項の規定の適用については、同項中「法第14条第1項」とあるのは、「子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第3条第1項の規定により読み替えられた法第14条第1項」とする。

ず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、10万円以下の過料に処する。

3 (略)

附 則

1 (略)

(法附則第6条第1項の場合の読替え)

2 法附則第6条第1項の場合における第2条第1項及び第2項の規定の適用については同条第1項中「法第13条第1項（法第30条の3において準用する場合を含む。以下同じ。）」とあるのは、「子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第6条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項」と、同条第2項中「法第14条第1項（法第30条の3において準用する場合を含む。以下同じ。）」とあるのは、「法第14条第1項」とする。

議案第 75 号

福岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準の変更、特定子ども・子育て支援施設等に関する基準の追加を行う必要があるによる。

2 主な改正内容

(1) 条例名の変更

改正後 「福岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 並びに特定子ども・子育て支援施設等 の運営に関する基準を定める条例」

※ 特定子ども・子育て支援施設等：幼稚園（未移行）、認可外保育施設 等

(2) 利用者負担額（保育料）の徴収対象を満3歳未満児童の保護者に限定（第13条第1項、第44条第1項）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が支払を受けることができる利用者負担額を満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限ることとする変更

(3) 食事の提供に要する費用の取扱いの変更（第13条第4項）

年収360万円未満相当の世帯など副食費を免除するものを除き、満3歳以上教育・保育給付認定子どもにかかる食事の提供に要する費用を、教育・保育給付認定保護者から受け取れることを可能とする変更

(4) 事業所内保育事業の連携施設に係る変更（第43条4項）

満3歳以上児を受け入れている保育所型事業所内保育事業について、連携施設の確保義務の免除を可能とする変更

(5) 特定子ども・子育て支援施設等の運営基準の新設（第54条～第62条）

- ① 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録
- ② 利用料及び特定費用の額の受領
- ③ 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付
- ④ 法定代理受領の場合の読替え（②・③の適用）
- ⑤ 施設等利用給付認定保護者に関する本市への通知
- ⑥ 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則
- ⑦ 秘密保持等
- ⑧ 記録の整備

(6) その他所要の改正

3 施行期日

令和元年 10 月 1 日

福岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業

の運営の基準を定める条例 新旧対照表

※下線部分が改正部分

現 行	改 正 後
<u>福岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例</u>	<u>福岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例</u>
目次	目次
第 1 章 総則	第 1 章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準
<u>(第 1 条—第 3 条)</u>	第 1 節 <u>総則 (第 1 条—第 3 条)</u>
	第 2 節 <u>特定教育・保育施設の運営に関する基準</u>
	第 1 款 <u>利用定員に関する基準 (第 4 条)</u>
	第 2 款 <u>運営に関する基準 (第 5 条—第 35 条)</u>
	第 3 款 <u>特例施設型給付費に関する基準 (第 36 条・第 37 条)</u>
	第 3 節 <u>特定地域型保育事業者の運営に関する基準</u>
	第 1 款 <u>利用定員に関する基準 (第 38 条)</u>
	第 2 款 <u>運営に関する基準 (第 39 条—第 51 条)</u>
	第 3 款 <u>特例地域型保育給付費に関する基準 (第 52 条・第 53 条)</u>

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条—第35条）

第3節 特例施設型給付費に関する基準（第36条・第37条）

第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第38条）

第2節 運営に関する基準（第39条—第51条）

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第52条・第53条）

附則

第1章 総則

第1条 （略）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(8) （略）

(9) 支給認定 法第20条第4項に規定する支給認定をいう。

(10) 支給認定保護者 法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。

(11) 支給認定子ども 法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。

第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（第54条—第62条）

附則

第1章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 総則

第1条 （略）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(8) （略）

(9) 教育・保育給付認定 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定をいう。

(10) 教育・保育給付認定保護者 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。

(11) 教育・保育給付認定子ども 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。

(12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」

(12) (略)

(13) 支給認定 _____ の有効期間
法第21条に規定する支給認定
_____ の有効期間をいう。

(14)・(15) (略)

(16) 法定代理受領 法第27条第5項
(法第28条第4項において準用する
場合を含む。)又は法第29条第5項
(法第30条第4項において準用する
場合を含む。)の規定により本市が
支払う特定教育・保育又は特定地域
型保育に要した費用の額の一部を、
支給認定保護者 _____ に代わり
特定教育・保育施設又は特定地域型
保育事業者が受領することをいう。

(17)～(22) (略)

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地
域型保育事業者(以下「特定教育・保
育施設等」という。)は、良質かつ適
切な

_____ 内容及び水準の特定教育・保育又
は特定地域型保育の提供を行うこと
により、全ての子どもが健やかに成長す

_____ という。)第4条第1項に規定する
満3歳以上教育・保育給付認定子ど
もをいう。

(13) 特定満3歳以上保育認定子ども
令第4条第1項第2号に規定する特
定満3歳以上保育認定子どもをいう。

(14) 満3歳未満保育認定子ども 令
第4条第2項に規定する満3歳未満
保育認定子どもをいう。

(15) 市町村民税所得割合算額 令第
4条第2項第2号に規定する市町村
民税所得割合算額をいう。

(16) 負担額算定基準子ども 令第13
条第2項に規定する負担額算定基準
子どもをいう。

(17) (略)

(18) 教育・保育給付認定の有効期間
法第21条に規定する教育・保育給付
認定の有効期間をいう。

(19)・(20) (略)

(21) 法定代理受領 法第27条第5項
(法第28条第4項において準用する
場合を含む。)又は法第29条第5項
(法第30条第4項において準用する
場合を含む。)の規定により本市が
支払う特定教育・保育又は特定地域
型保育に要した費用の額の一部を、
教育・保育給付認定保護者 に代わり
特定教育・保育施設又は特定地域型
保育事業者が受領することをいう。

(22)～(27) (略)

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地
域型保育事業者(以下「特定教育・保
育施設等」という。)は、良質かつ適
切であり、かつ、子どもの保護者の経
済的負担の軽減について適切に配慮さ
れた内容及び水準の特定教育・保育又
は特定地域型保育の提供を行うこと
により、全ての子どもが健やかに成長す

るために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2～4 (略)

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。

2 (略)

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担

その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2～6 (略)

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又

るために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2～4 (略)

第2節 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準

第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数を20人以上とする。

2 (略)

第2款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明並びに同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項

を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2～6 (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又

は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども _____ の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども _____ の総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子ども _____ が優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者 _____ に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子ども _____ に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困

は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども _____ の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども _____ の総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子ども _____ が優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者 _____ に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子ども _____ に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困

難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により本市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者

の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子ども

の該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。

(支給認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日

難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により本市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者

の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各

号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。

(教育・保育給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日

の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

第12条 (略)

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号の規定により本市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号の規定により本市が定める額とする。))をいう。))の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者か

の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

第12条 (略)

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。))から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。))の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定

ら、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 食事の提供に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる

保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。

イ(イ)において同じ。)

57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付

認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理

(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理

受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）の支給を受けた場合は、支給認定保護者 に対し、当該支給認定保護者 に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者 に対して交付しなければならない。

（特定教育・保育の取扱方針）

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) (略)

(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に定める事項

(3)・(4) (略)

2 (略)

（特定教育・保育に関する評価等）

第16条 (略)

- 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者 その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下

同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者 に対し、当該教育・保育給付認定保護者 に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者 に対して交付しなければならない。

（特定教育・保育の取扱方針）

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) (略)

(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に定める事項

(3)・(4) (略)

2 (略)

（特定教育・保育に関する評価等）

第16条 (略)

- 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者 その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの _____ 心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者 _____ に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに _____ 体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者 _____ 又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給認定保護者 _____ に関する本市への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者 _____ が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく意見 _____ を付してその旨を本市に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の _____ 費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) (略)

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの 心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者 に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに 体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者 又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(教育・保育給付認定保護者 に関する本市への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者 が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を 付してその旨を本市に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用 の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

第22条・第23条 (略)

(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用等の禁止)

第26条 特定教育・保育施設の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し、その支給認定子どもの福祉のために児童福祉法第47条第3項の懲戒を行うとき(幼保連携型認定こども園及び保育所(認定こども園法第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第9項の規定による公示がされたものを含む。)の管理者に限る。)又はその他必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与

(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

第22条・第23条 (略)

(教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用等の禁止)

第26条 特定教育・保育施設の長たる特定教育・保育施設の管理者(幼保連携型認定こども園及び保育所(認定こども園法第3条第1項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものを含む。))の管理者に限る。)は、教育・保育給付認定子どもに対し、その教育・保育給付認定子どもの福祉のために児童福祉法第47条第3項の懲戒を行うとき又はその他必要な措置を採ると

え、人格を辱める等の行為を行ってはない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 (略)

第29条 (略)

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族(以下この条において「支給認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応する

きは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 (略)

第29条 (略)

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族(以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応する

ために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により本市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は本市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 (略)

第31条 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 (略)

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに本市、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 (略)

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第33条 (略)

ために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により本市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は本市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 (略)

第31条 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 (略)

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに本市、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 (略)

4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第33条 (略)

(記録の整備)

第34条 (略)

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録

(3) 第19条に規定する本市への通知に係る記録

(4)・(5) (略)

第35条 (略)

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定

(記録の整備)

第34条 (略)

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第12条の規定による特定教育・保育の提供の記録

(3) 第19条の規定による本市への通知に係る記録

(4)・(5) (略)

第35条 (略)

第3款 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定

により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含む

_____ものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども_____」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども_____」とする。

（特別利用教育の基準）

第37条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども_____に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども

により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども_____」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども_____」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども_____」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども_____」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第37条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども_____に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども

に該当する支給認定子どもの
数及び当該特定教育・保育施設を現に利
用している同項第1号に掲げる小学校
就学前子どもに該当する支給認定子ど
もの総数が、第4条第2項第2
号の規定により定められた法第19条第
1項第1号に掲げる小学校就学前子ど
もに係る利用定員の数を超えないもの
とする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規
定により特別利用教育を提供する場合
には、特定教育・保育には特別利用教
育を含む

_____ものとして、この
章（第6条第3項及び第7条第2項を
除く。）の規定を適用する。この場合
において、第6条第2項中「特定教育
・保育施設（認定こども園又は幼稚園
に限る。以下この項において同じ。）」
とあるのは「特定教育・保育施設（特
別利用教育を提供している施設に限る。
以下この項において同じ。）」と、

「利用の申込みに係る法第19条第1項
第1号に掲げる小学校就学前子どもの
数」とあるのは「利用の申込みに係る
法第19条第1項第2号に掲げる小学校
就学前子どもの数」と、「同号に掲げ
る小学校就学前子どもに該当する支給
認定子ども」とあるのは

「同項第1号又は第2号に掲げる小学
校就学前子どもに該当する支給認定子
ども」と、「同号に掲げる
小学校就学前子どもの区分に係る利用
定員の総数」とあるのは「同項第1号
に掲げる小学校就学前子どもの区分に
係る利用定員の総数」と、第13条第4
項第3号中「除き、同項第2号に掲げ
る小学校就学前子どもについては主食
の提供に係る費用に限る。」とある
のは「除く。）」

に該当する教育・保育給付認定子ども
の数及び当該特定教育・保育施設を現に利
用している同項第1号に掲げる小学校
就学前子どもに該当する教育・保育給付
認定子どもの総数が、第4条第2項第2
号の規定により定められた法第19条第
1項第1号に掲げる小学校就学前子ど
もに係る利用定員の数を超えないもの
とする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規
定により特別利用教育を提供する場合
には、特定教育・保育には特別利用教
育を、施設型給付費には特例施設型給
付費を、それぞれ含むものとして、前
款（第6条第3項及び第7条第2項を
除く。）の規定を適用する。この場合
において、第6条第2項中「特定教育
・保育施設（認定こども園又は幼稚園
に限る。以下この項において同じ。）」
とあるのは「特定教育・保育施設（特
別利用教育を提供している施設に限る。
以下この項において同じ。）」と、

「利用の申込みに係る法第19条第1項
第1号に掲げる小学校就学前子どもの
数」とあるのは「利用の申込みに係る
法第19条第1項第2号に掲げる小学校
就学前子どもの数」と、「同号に掲げ
る小学校就学前子どもに該当する教育
・保育給付認定子ども」とあるのは

「同項第1号又は第2号に掲げる小学
校就学前子どもに該当する教育・保育
給付認定子ども」と、「同号に掲げる
小学校就学前子どもの区分に係る利用
定員の総数」とあるのは「同項第1号
に掲げる小学校就学前子どもの区分に
係る利用定員の総数」と、第13条第2
項中「法第27条第3項第1号に掲げる
額」とあるのは「法第28条第2項第3
号の内閣総理大臣が定める基準により
算定した費用の額」と、同条第4項第
3号イ（ア）中「教育・保育給付認定

_____とする。

第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第38条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつてはその利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数を

____ 1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例(平成26年福岡市条例第59号)第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同条例第32条第1項に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあつてはその利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第6項において同じ。)にあつてはその利用定員の数を6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつてはその利用定員の数を1人とする。

2 (略)

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第39条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第47

子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第3節 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準

第38条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の____利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例(平成26年福岡市条例第59号)第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同条例第32条第1項に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあつては_____

6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。)にあつては_____
____ 6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては_____
____ 1人とする。

2 (略)

第2款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明並びに同意)

第39条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第47

条に規定する運営規程の概要，第43条に規定する連携施設の種類及び名称並びに連携協力の概要，職員の勤務体制，利用者負担

その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い，当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 (略)

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第40条 特定地域型保育事業者は，支給認定保護者 から利用の申込みを受けたときは，正当な理由がなければ，これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は，利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども

の総数が，当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては，法第20条第4項の規定に基づき，保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し，保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう，選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は，同項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で，選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は，地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合

条に規定する運営規程の概要，第43条に規定する連携施設の種類及び名称並びに連携協力の概要，職員の勤務体制，第44条の規定により支払を受ける費用

に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い，当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第40条 特定地域型保育事業者は，教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは，正当な理由がなければ，これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は，利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）の総数が，当

該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては，法第20条第4項の規定に基づき，保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し，保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう，選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は，同項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で，選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は，地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合

は、第43条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第41条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により本市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第42条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第43条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると本市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団

は、第43条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第41条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により本市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第42条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第43条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると本市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団

保育を体験させるための機会の設定又は特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子ども）にあつては、第38条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 (略)

3 事業所内保育事業を行う者であつて、第38条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの

については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供

保育を体験させるための機会の設定又は特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子ども）にあつては、第38条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 (略)

3 事業所内保育事業（第38条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

4 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が認めるものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

5 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供

その他連携施設，特定教育・保育施設等，地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第44条 特定地域型保育事業者は，特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。）を提供した際は，支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号の規定により本市が定める額とし，特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号の規定により本市が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は，法定代理受領を受けないときは，支給認定保護者から，当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは，当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい，当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは，当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を，特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは，当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）

その他連携施設，特定教育・保育施設等，地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第44条 特定地域型保育事業者は，特定地域型保育を提供した際は，教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は，法定代理受領を受けないときは，教育・保育給付認定保護者から，当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によるこ

3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によるこ

とを要しない。

第45条・第46条 (略)

(運営規程)

第47条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第51条において準用する第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第48条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

第49条 (略)

(記録の整備)

第50条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第12条に規

とを要しない。

第45条・第46条 (略)

(運営規程)

第47条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第51条において準用する第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 第44条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第48条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

第49条 (略)

(記録の整備)

第50条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第12条の規

とそれぞれ読み替えるものとする。

- 2 福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例第13条の規定は、特定地域型保育事業者について準用する。この場合において、同条中「利用乳幼児」とあるのは、「支給認定子ども _____」と読み替えるものとする。

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども _____に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの _____ 数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども (次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども _____ 含む。)の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、

とそれぞれ読み替えるものとする。

- 2 福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例第13条の規定は、特定地域型保育事業者について準用する。この場合において、同条中「利用乳幼児」とあるのは、「満3歳未満保育認定子ども _____」と読み替えるものとする。

第3款 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども _____に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの _____ 数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども _____ (次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども _____ 含む。)の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付

この章（第40条第2項及び第41条第2項を除く。）の規定を適用する。

費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第41条第2項を除き、前条において準用する第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条から第19条まで、第23条から第25条まで、第27条から第33条まで及び第35条を含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「法第19条第1項第3号」とあるのは「法第19条第1項第1号」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同

(特定利用地域型保育の基準)

第53条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども _____ に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども _____ の数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども _____ (前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども _____ を含む。)の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、この章

条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供 (第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第53条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども _____ に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども _____ の数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども _____ (前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども _____ を含む。)の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には

の規定を適用する。

特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準 (趣旨)

第54条 法第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準は、この章に定めるところによる。

(教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録)

第55条 特定子ども・子育て支援提供者（法第30条の11第3項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。）は、特定子ども・子育て支援（同条第1項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録し

なければならない。

(利用料及び特定費用の額の受領)

第56条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供した際は、施設等利用給付認定保護者（法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。）から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の16に規定する費用（以下「特定費用」という。）に係るものを除く。以下「利用料」という。）の額の支払を受けるものとする。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。

(領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付)

第57条 特定子ども・子育て支援提供者は、前条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載した領収証を交付しなければならない。ただし、前条第2項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子

ども・子育て支援の内容，費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。

(法定代理受領の場合の読替え)

第58条 特定子ども・子育て支援提供者が法第30条の11第3項の規定により本市から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける場合における前2条の規定の適用については，第56条第1項中「額」とあるのは「額から法第30条の11第3項の規定により本市から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と，前条第1項中「利用料の額」とあるのは「利用料の額から法第30条の11第3項の規定により本市から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と，同条第2項中「前項の場合において，」とあるのは「法第30条の11第3項の規定により本市から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける」と，「当該支払をした」とあるのは「本市及び当該」と，「交付し」とあるのは「交付し，及び当該施設等利用給付認定保護者に対し，当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知し」とする。

(施設等利用給付認定保護者に関する本市への通知)

第59条 特定子ども・子育て支援提供者は，特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子ども（法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。）に係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け，又は受けようとしたときは，遅滞なく，意見を付してその旨を本市に通知しなければならない。
(施設等利用給付認定子どもを平等に取り

扱う原則)

第60条 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(秘密保持等)

第61条 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(記録の整備)

第62条 特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、第55条の規定による特定子ども・子育て支援の提供に係る記録及び第59条の規定による本市への通知に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

附 則

- 1 (略)
(特定保育所に関する特例)
- 2 特定保育所（法附則第6条第1項に

附 則

- 1 (略)
(特定保育所に関する特例)
- 2 特定保育所（法附則第6条第1項に

規定する特定保育所をいう。以下同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第6条及び第7条の規定は適用しないものとし、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が)とあるのは「(当該特定教育・保育施設が)と、「定める額とする。をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」

_____」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額)と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、本市の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とする。

3 (略)

(施設型給付費等に関する経過措置)

4 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イの規定により本市が定める額」と、「法第28条第2項第2号の規定により本市が定める額」とあるのは「同項第2号ロ(1)の規定により本市が定める額」と、同条第2項中「法第

規定する特定保育所をいう。以下同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第6条及び第7条の規定は適用しないものとし、第13条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども)とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。))から特定教育・保育(保育に限る。第19条において同じ。))を受ける者を除く。以下この項において同じ。)」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。))を除く。」

_____」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、本市の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とする。

3 (略)

27条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロの規定により本市が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ(2)の規定により本市が定める額」とする。

- 5 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第44条第1項中「法第30条第2項第2号の規定により本市が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)の規定により本市が定める額」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地

域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)の規定により本市が定める額」とする。

6 (略)

4 (略)

議案第 76 号

福岡市立保育所条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

幼児教育・保育の無償化に伴い、市立保育所の副食費の徴収に関し必要な事項を定める必要があるによる。

2 改正内容

幼児教育・保育の無償化に伴い、市立保育所において、満3歳以上の利用児童の保護者から副食費を徴収する必要があるため、徴収に関し必要となる規定を追加するもの。

3 施行期日

令和元年 10 月 1 日

福岡市立保育所条例 新旧対照表

※下線部分が改正部分

現 行	改 正 後
第 1 条～第 8 条 (略)	第 1 条～第 8 条 (略) <u>(副食費)</u> 第 8 条の 2 第 2 条第 1 号の規定により <u>入所した者のうち子ども・子育て支援法 施行令（平成26年政令第213号）第 4 条 第 1 項に規定する満 3 歳以上教育・保育 給付認定子どもの保護者からは、福岡市 特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業並びに特定子ども・子育て支援施設 等の運営に関する基準を定める条例（平 成26年福岡市条例第60号）第13条第 4 項 第 3 号に規定する食事の提供に要する 費用のうち副食の提供に係る食材料費 の範囲内で規則で定める額の副食費を 徴収する。</u> 2 第 2 条第 2 号の規定により入所した <u>者のうち満 3 歳以上のものの保護者か らは、前項の満 3 歳以上教育・保育給付 認定子どもに係る副食費の額との均衡 を考慮して規則で定める額の副食費を 徴収する。</u>
(納期限)	(納期限)
第 9 条 使用料（時間使用料を除く。）	第 9 条 使用料（時間使用料を除く。）及

_____は、毎月その月分を徴収するものとし、納期限は、月の末日（12月にあつては、28日）とする。

（使用料の減免）

第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料（第7条第1項に規定するものを除く。）_____を減額し、又は免除することができる。

第11条 （略）

び副食費は、毎月その月分を徴収するものとし、納期限は、月の末日（12月にあつては、28日）とする。

（使用料等の減免）

第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料（第7条第1項に規定するものを除く。）及び副食費を減額し、又は免除することができる。

第11条 （略）

議案第 77 号

福岡市第 3 子優遇事業の実施に関する条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

幼児教育・保育の無償化に伴い，第 3 子優遇事業の実施について所要の改正を行う必要があるによる。

2 改正内容

- (1) 国の幼児教育・保育の無償化に伴い，第 3 子に関する保育料の免除等に係る規定を見直し，特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業について，保育料の免除等に係る規定を副食費の免除等に係る規定に改めるとともに，幼稚園及び児童発達支援センター等について，保育料の免除等に係る規定の削除を行う。
- (2) その他，必要な規定の整備を行う。

3 施行期日

令和元年 10 月 1 日

福岡市第 3 子優遇事業の実施に関する条例 新旧対照表

※下線部分が改正部分

現行	改正後（案）
目次	目次
第 1 章（略）	第 1 章（略）
第 2 章 第 3 子以降の児童に係る <u>保育料</u> の免除等（第 4 条—第 6 条）	第 2 章 第 3 子以降の児童に係る <u>副食費</u> の免除等（第 4 条—第 6 条）
第 3 章～第 5 章（略）	第 3 章～第 5 章（略）
附則	附則
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条（略） （定義）	第 1 条（略） （定義）
第 2 条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めると	第 2 条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めると

ころによる。

(1)・(2) (略)

(3) 支給認定 子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する支給認定 子どもをいう。

(4)～(6) (略)

(7) 特定保育所 子ども・子育て支援法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。

(8)～(11) (略)

第3条 (略)

第2章 第3子以降の児童に係る
保育料の免除等

(特定教育・保育施設等における保育料
の免除等)

第4条 市長は、特定保育所を利用している支給認定子どもである第3子以降の児童に係る保育料（子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定により市長が徴収するものをいう。）については、規則で定めるところにより、免除するも

ころによる。

(1)・(2) (略)

(3) 教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。

(4)～(6) (略)

(7)～(10) (略)

(11) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。

(12) 企業主導型保育施設 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第1条に規定する施設をいう。

(13) 教育標準時間認定 子ども・子育て支援法第20条第1項の規定による認定のうち同法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものをいう。

第3条 (略)

第2章 第3子以降の児童に係る
副食費の免除等

(特定教育・保育施設等における副食費
の免除等)

第4条 市長は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用している教育・保育給付認定子どもである第3子以降の児童（幼稚園を利用しているもの及び認定こども園における教育標準時間認定に係る施設型給付費の支給に係る

のとする。

2 市長は、特定教育・保育施設を利用している支給認定子どもである第3子以降の児童に係る利用者負担額（子ども・子育て支援法第27条第3項第2号若しくは第28条第2項第2号若しくは第3号の規定による本市が定める額又は同項第1号の規定による政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して本市が定める額をいう。）については、規則で定めるところにより、零とする。

3 市長は、特定地域型保育事業を利用している支給認定子どもである第3子以降の児童に係る利用者負担額（子ども・子育て支援法第30条第2項第2号又は第3号の規定による本市が定める額をいう。）については、規則で定めるところにより、零とする。

4 市長は、小呂保育所を利用している支給認定子どもである第3子以降の児童（福岡市立小呂保育所条例第2条第1号の規定に該当するものに限る。）に係る利用者負担額（子ども・子育て支援法第30条第2項第4号の規定による政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して本市が定める額をいう。）については、規則で定めるところにより、零とする。

5 市長は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第

ものを除く。）に係る副食費については、規則で定めるところにより、免除又は助成をするものとする。

2 市長は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第

5項又は第6項の規定による措置により保育を受けている第3子以降の児童に係る保育料(法第56条第3項の規定により市長が徴収するものをいう。)については、規則で定めるところにより、免除するものとする。

(幼稚園における保育料の免除等)

第5条 教育委員会は、市立幼稚園(福岡市立幼稚園条例(昭和39年福岡市条例第85号)第1条の規定により設置されたものをいう。次項において同じ。)に入園している第3子以降の児童に係る保育料(同条例第3条第1項に規定する保育料をいう。)及び入園料(同項に規定する入園料をいう。)については、同条例で定めるところにより、免除するものとする。

2 市長は、幼稚園(特定教育・保育施設であるもの及び市立幼稚園を除く。)に入園している第3子以降の児童については、第1条の目的を達成するために必要と認める措置を講じるものとする。

(児童発達支援センター等への通園に係る負担の軽減)

第6条 市長は、法第21条の5の7第6項の規定による障害児通所給付費の支給の決定を受けた第3子以降の児童で児童発達支援センター等に通園しているものについては、第1条の目的を達成するために必要と認める措置を講じるものとする。

2 市長は、法第21条の6の規定による措置により児童発達支援センター等に通園している第3子以降の児童について法第56条第2項の規定により徴収する費用の額については、規則で定めるとこ

5項又は第6項の規定による措置により保育を受けている第3子以降の児童に係る副食費については、規則で定めるところにより、免除又は助成をするものとする。

第5条及び第6条 削除

ろにより、免除するものとする。

第3章 保育施設等利用手当の支給

第7条 (略)

(保育施設等手当に関する用語の定義)

第8条 この章において「支給対象児童」とは、次に掲げる要件に該当する第3子以降の児童をいう。

(1)～(3) (略)

(4) 前章に規定する保育料の免除等の対象となっていないこと。

(5) (略)

2 (略)

第9条～第19条 (略)

第4章 第3子手当の支給

(特定教育・保育施設等の利用をしていない第3子以降の児童に関する支援)

第20条 市は、前2章に規定する支援の対象とならない第3子以降の児童については、この章に定めるところにより、第3子手当を支給する。

第21条～第29条 (略)

第3章 保育施設等利用手当の支給

第7条 (略)

(保育施設等手当に関する用語の定義)

第8条 この章において「支給対象児童」とは、次に掲げる要件に該当する第3子以降の児童をいう。

(1)～(3) (略)

(4) 子ども・子育て支援法施行令第15条の6第3項に規定する施設等利用費の支給に係る児童又は企業主導型保育施設を利用している者であって市長が別に定めるものでないこと。

(5) (略)

2 (略)

第9条～第19条 (略)

第4章 第3子手当の支給

(特定教育・保育施設等の利用をしていない第3子以降の児童に関する支援)

第20条 市は、次に掲げる要件に該当する第3子以降の児童については、この章に定めるところにより、第3子手当を支給する。

(1) 特定教育・保育施設、幼稚園、児童発達支援センター等、保育施設等、特定地域型保育事業及び小呂保育所を利用していないこと。

(2) 法第21条の6の規定による措置により児童発達支援センター等に通園していないこと。

(3) 法第24条第5項又は第6項の規定による措置により保育を受けていないこと。

第21条～第29条 (略)

第5章 雑則

(調査)

第30条 市長は、第3子優遇事業の実施の適正を図るために必要があると認めるときは、保育施設等手当受給者（保育施設等手当の受給資格の認定の申請をした者を含む。）、第3子手当受給者（第3子手当の受給資格の認定の申請をした者を含む。）又は第2章に規定する保育料の免除等を受けようとする者若しくはこれらの免除等を受けている者に対し、その資格の有無その他の事項に関して報告若しくは書類の提出を求め、又は部下の職員をしてこれらの事項についてこれらの者その他の関係者に質問させることができる。

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項(第5条第1項の保育料及び入園料に関する事項を除く。)は、規則で定める。

2 前条の規定の施行に関し必要な事項(第5条第1項の保育料及び入園料に関する事項に限る。)は、教育委員会規則で定める。

第5章 雑則

(調査)

第30条 市長は、第3子優遇事業の実施の適正を図るために必要があると認めるときは、保育施設等手当受給者（保育施設等手当の受給資格の認定の申請をした者を含む。）、第3子手当受給者（第3子手当の受給資格の認定の申請をした者を含む。）又は第2章に規定する副食費の免除等を受けようとする者若しくは当該免除等を受けている者に対し、その資格の有無その他の事項に関して報告若しくは書類の提出を求め、又は部下の職員をしてこれらの事項についてこれらの者その他の関係者に質問させることができる。

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項_____は、規則で定める。